令和3年第4回

普代村議会臨時会会議録

普代村議会

令和3年第4回普代村議会臨時会会議録							
招集告示年月日	令和3年5月12日						
招集の場所	普代村議会議場						
	BB 🛆	令和3年5月17日14時30分					
開閉会日時及び	開会	議長		中村裕			
宣告	閉会	令和3年5	月 17 日	17 時 19 分			
		議長		中村裕			
	議席番号	氏	名	出席等の別			
応 (不応) 招議員及び	1	嵯 峨 歩	电 行	0			
出席並びに欠席議員	2	金子素	> 男	0			
出席 9人	3	大 上 浩	古 史	0			
欠 席 0人	4	大 上	智	\circ			
凡例	5	古沼禾	口 也	\circ			
○ 出席	6	中 上 -	- 登	0			
▲ 欠席	7	森田 幸	<u> </u>	0			
× 不応招○▲ 公務欠席	8	正路コ	三 敏	\bigcirc			
	9	_					
	10	中村	裕	\circ			
会議録署名議員	4	大 上	智				
古	5	5 古沼和也					
職務のため議場に出席			松	葉 義 人			
した者の職・氏名	Z 書	記	新	屋一郎			

	村	長	柾	屋	伸	夫
	副村	長	竹	花	強	志
	教 育	長	三	船	雄	三
地方自冶法第 121 条に より説明のため出席	総務調	果長	ЛП	向	正	人
した者の職・氏名	政策推進	室長	森	田	安	彦
した有の城・氏名	税務出納調会 計 管:		山	田	晃	人
	住民福祉 課保健センター 包括支援センタ	所長兼	道	下	勝	弘
	建設水産	課長	大	村		修
	治水対策	室長	太	田	吉	信
	農林商工課 休養施設管		山	﨑	長	蔵
	医 科 · 診療所事		坂	下	広	見
	教育》	大長	菅	野	伸	<u>-</u>
議事日程 会議に付した事件 会議の経過	別紙のとお 別紙のとお 別紙のとお	り				

		令和3年5月17日(月)第4回普代村議会臨時会
開 会	議長	ただ今から、令和3年第4回普代村議会臨時会を開会いたします。
(14:30)		ただ今の出席議員は9人であります。定足数に達しておりますので、
		会議は成立いたしました。
		直ちに本日の会議を開きます。
		本日の日程は、お手元に配布いたしました議事日程(第 1 号)によって
		進めてまいります。
会議録署名議		日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
員の指名		4番大上智議員、5番古沼和也議員の両議員を会議規則第120条の規定
		により指名いたします。
会期の決定		日程第2「会期の決定」を議題といたします。
		先刻開催されました議会運営委員会の結果報告では、本日 1 日でござ
		いますが、お諮りいたします。
		今期臨時会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日 1 日と決す
		ることにご異議ございませんか。
		(異議なし)
	議長	ご異議なしと認めます。
		よって会期は、本日、1日と決定いたしました。
諸般の報告		日程第3「諸般の報告」を行います。
		報告書を事務局長に朗読させます。
		松葉事務局長。
	松葉事務局	ご説明させていただきます。
	長	(以下、事務局長報告、記載省略)
	議長	次に、広域関係等の報告がありましたら、お願いいたします。
		7番森田幸一議員。
	森田議員	7番森田でございます。久慈広域連合議会の報告をいたします。
		(以下、森田議員報告、記載省略)
	議長	ほかに、8番正路正敏議員。
	正路議員	岩手県沿岸知的障害児施設組合議会定例会の報告を行います。
		(以下、正路議員報告、記載省略)
	議長	ありがとうございます。
		以上で、「諸般の報告」を終わります。
休憩		暫時休憩いたします。 (14:45)
		参与の皆さんは、副議長選挙、久慈広域連合議会議員選挙が終わるま
		で、退室いただきます。
		(参与退場)
再開		休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (14:46)
副議長の選挙		日程第4「副議長の選挙」を行います。
		選挙は投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
		(異議なし)

長 ご異議なしと認めます。 議 直ちに投票を行います。 議場の出入口を閉めます。 ただ今の出席議員は、9人です。 次に、開票立会人を指名いたします。 会議規則第32条第2項の規定によって、議席番号1番嵯峨典行議員、 2番金子泰男議員を指名いたします。 投票用紙を配ります。 投票用紙の配布漏れはありませんか。 (なし) 「配布漏れなし」と認めます。 長 議 投票箱を点検します。 (異常なし) 議 長 「異常なし」と認めます。 念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。 選びたい人、1人の氏名を記載してください。 また、同じ姓、同じ名前の人が2人以上いる場合に、姓あるいは名前 だけ記載したもので、個人を特定できない票は無効となります。 ただ今から、投票を行います。 事務局長が議席番号順に議員名を読み上げますので、順番に投票願い ます。 事務局長。 点呼いたします。1番嵯峨典行議員、2番金子泰男議員、3番大上浩史 松葉事務局 長 議員、4番大上智議員、5番古沼和也議員、6番中上一登議員、7番森田 幸一議員、8番正路正敏議員、最後に10番中村裕議長。 投票漏れはございませんか。 議 長 (なし) 「投票漏れなし」と認めます。 議 長 投票を終わります。 直ちに開票を行います。 1番嵯峨典行議員及び2番金子泰男議員には、開票の立ち会いをお願い します。 立会人の嵯峨議員と金子議員は席にお戻りください。 開票の結果を報告します。

有効投票のうち正路正敏議員7票。

以上のとおりでございます。

投票総数9票。 有効投票7票。 無効投票2票。

この選挙の法定得票数は、3票でございます。

従いまして、正路正敏議員が副議長に当選されました。 ただ今、副議長に当選された正路正敏議員が議場におられます。 正路正敏議員に会議規則第33条第2項の規定によって、あなたが副議 長に当選された旨、告知いたします。 一言ご挨拶をお願いいたします。 ただ今当選させていただきました正路正敏でございます。経験不足は 正路議員 否めない訳ですけども、議長のご指導を仰ぎつつ、議長の補佐役として 議会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお 願いいたします。また、前副議長であられました野場義時氏のご冥福を 改めてお祈りいたしまして、簡単ではございますが、私のあいさつと代 えさせていただきます。よろしくお願いいたします ありがとうございました。 議 長 日程第5「議席の指定」を行います。 議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長が定めることに なっております。 お諮りいたします。慣例により9番は副議長席としておりましたので、 ただいま当選されました正路正敏副議長は9番に移動し、8番は空席とし たいと思いますが、これにご異義ございませんか。 (異議なし) 議 長 ご異議なしと認めます。 それでは、9番に正路正敏副議長、それで8番を空席といたします。 正路正敏副議長は9番席へ移動願います。 暫時休憩いたします。 憩 休 (15:00)再 開 休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (15:03)日程第6「久慈広域連合議会議員の選挙」を行います。 久慈広域連合 お諮りいたします。久慈広域連合議会議員の選挙の方法については、 議会議員の選 地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います 举 が、ご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 議 長 従いまして、久慈広域連合議会議員の選挙の方法は、指名推薦による ことに決定いたしました。 お諮りいたします。指名推薦の方法については、議長が指名すること にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 議 長 従いまして、久慈広域連合議会議員は、議長が指名することと決定い たしました。 議長は、久慈広域連合議会議員に4番大上智議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました大上智議員を久

慈広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 議 長 従いまして、ただ今指名いたしました大上智議員が久慈広域連合議会 議員に当選されました。 ただ今、久慈広域連合議会議員選挙に当選された大上智議員が議場に おられます。大上智議員に会議規則第33条第2項の規定によって、あな たが久慈広域連合議会議員に当選された旨告知いたします。 一言ご挨拶をお願いいたします。 大上智議員 ただ今ご指名いただいた大上智でございます。議員各位のご指導を仰 ぎながら精進したいと思いますので、よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 議 長 議場の出入り口を開きます。 休 憩 暫時休憩いたします。 (15:06)(参与入場) それでは、休憩前に戻り、会議を再開いたします。 再 開 議 長 (15:09)普代村村税条 日程第7議案第5号「普代村村税条例等の一部を改正する条例の専決 例等の一部を 処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。 改正する条例 当局の説明を求めます。 の専決処分に 山田税務出納課長。 それでは、議案第5号につきまして、その内容をご説明いたします。 関し承認を求山田税務出 めることにつ 納課長 (以下、税務出納課長説明、記載省略) いて 議長 提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 ございませんか。 3番大上浩史議員。 大上議員 3番大上です。当局のそうせざるを得ない説明は分かりますけども、し かしわれわれは一般的にこう言われても、即じゃあどういうふうに変わ ったのかなという分については一向に分かんない訳なんです。ですから、 例えば3番なら3番の軽自動車の関係で具体的にこういう数字が変わっ たよというような2番に関わらず1番に関わらずやはり変わった時点を それこそ何も詳しく説明しろとは言いませんが、たまたまこうこうしか じか変わりましたよという具体例は説明すべきじゃないですか。どうで すか。 山田税務出納課長。 議 長 軽自動車税の関係での措置の減収分について…。 山田税務出 納課長 (「例えばの話し、3番のことを言っているんだけども総体の1番から 4番までの改正点を言ってる訳ですよ。せっかく棒線を引いてるんだから さ、棒線の内容について例えば3番だったら臨時的軽減が延長になった、

どういうのが軽減になったのかというのをちらっと簡単に分かるよう

な、詳しく何も言えとは言わないが、改正によってこういうのが 0.1%下がったよとか上がったよとか、そうでないば上がるよとかそういうのを教えろっていうことを言ってる訳だ。」と大上浩史議員)

議 長 山田税務出 納課長

山田税務出納課長。

まず、軽減の内容でございますけども、まず住宅ローン控除の関係ですけども、こちらの方につきましては1の(4)の関係ですけども、住宅借入金等特別税額控除の関係でございます。こちらにおきましては、まず適用期限を延長するというものが1点あります。それからこちらの適用になったことによりまして、減収については全額国費ということになっておりまして、こちらの国費ですけども、現在22件の方々が借り入れ控除の対象となっておりまして、そちらの方で、住宅の借入金に対する国費の補填分におきましては、大体62万円ほどを見込んでございます。

それと引き続きまして軽自動車税の関係でございます。こちらにおきましても、適用期限を9カ月間延長するという内容のものでございます。こちらの措置におきましても減収分については全額国費で補填するというものでございまして、件数ですけども、122件ほどの該当の車がありまして、約33万円ほどを国費で見込むという内容となっております。

そのほかにおきましては、申告書の用紙の変更ですとかそういった感じのが1つありますし、あとは固定資産税の関係の負担調整におきましては、令和3年度分に限りまして土地等に対して税額が増加する土地についてはそのまま税額を上げないで据え置くというものでございます。

現在普代村では土地の税が増加するという土地は今現在ございませんですので、こちらの方につきましては該当はないものだと見込んでございます。以上でございます。

議 長 大上議員

3番大上議員。

これ以上、私質問しませんが、今の説明で聞いてる議員は分かると思いますか。あなたは担当者だから分かって説明していると思うんだけども、相手に対してこうこうしかじかで端的にこういうことが変わりましたよ、村税の一部改正な訳ですよね。だから今までこうだった訳だけども、これがこういうふうに変わりましたよというような相手が分かるような説明をしなきゃなんないでしょ。私が言うのがおかしいのか、私が理解できないのがおかしいのかそれは分かりませんけども、これでは全然説明になっていないんですよ。やはりわれわれが賛否を問う場合に一部条例という冠の下であるならば、こういうことが変わったから皆さん理解して賛成してくださいよ、反対してくださいよということでの提案だと思うんです。全然今の説明だったら何も分からないですよ。私が聞きたいのは、要するに一部改正でこうこうしかじかで一部がこう変わったから、軽トラのあれがたまたまこうこうしかじかで今までこうだったけども、ここら辺が変わってこういうことの金額が30万円になったとか該当台数がこれくらいなったとか、というような納得のいくような、相

手が分かるように説明をしなければ何にも説明になってないんですよ。本来であれば明日までも時間があれば徹底的に本当は聞きたいけども、そういう訳にはいかないからこれで私はやめますけども、今後はやっぱり相手が分かるように、1回目の文書的な説明は納得しますけども、じゃあ相手が分かるためには次の2項目3項目はこうこうしかじかで変わりましたよ。あなた判断してくださいよという説明をしなければならないと思うんですよ。あなたに関わらず各課の課長にも言える訳ですがね、今の説明だったら何も、それこそ1回も2回も、2回目の説明何ていうのは全然分かるはずはないんじゃないですか。分かったと思いますか、あなたは専門家だから分かるかも分かんないけども、われわれはそれこそ税理士でも何でもない。何にもこういう具体的な内容分かんない訳ですよ、理解できない訳ですよ、あなたの今の説明であれば、それで賛成してくれますかってあなたはそれで十分な説明だと思うんですか、おかしいんじゃないですか。

 柾屋村長。

私の方から若干説明させていただきますけども、説明というかお詫びになりますか。いずれ私らも説明の部分まで各課に立ち入ってはいない訳ですけども、いずれ説明は納税する方々、あるいは村民側に立って分かりやすく具体的にといったことが基本でそれをもってその賛否の判断をしていただくというのはそのとおりだというふうに思っております。今日はまだ準備がないようですけども、とりあえず今後につきましてはいずれもっと具体的に説明できる部分もあるというふうに思いますので、そういったとこでよく説明をさせますし、させるように今後させていきたいと思いますし、今日の部分につきましても準備も無いようですけども、もし必要であるというふうなことですので、別途機会をいただいて準備をしてて説明をさせていただきたいというふうに思っております。いずれ、お話しはそのとおりなので今後、具体性のある説明とそれからさきほどもお話ししました納税者、村民の目線でといったような説明の在り方について取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長

ほかに、ございませんか。

6番中上一登議員。

中上議員

中上です。今確かにこれは、質問なんですけども、これわれわれが分かるように提案するっていうのはここでは不可能な訳ですよね、1つや2つではない。1つ提案なんですけども、例えばこの1ページの文言ですね、何々の数に1を加えた数を乗じて得た金額がうんたらかんたらってあるんですけども、文章で書かれれば全然理解できない。あまりにも分かりづらいんで他市町村のちらっと見たんですよね、そしたらこれの説明が数字でしてあるんですよ。28万円×人数+10万円とかっていうふうに数字で説明してあるんですね。そうするとこの文言で見るよりは数字だとポンと入ってくるもんなんだなというふうに他市町村のをちらっと見た

だけですけども、詳しくは見てないですけども。そういうかたちで、H Pでこういったのは分かりやすく提示した上で説明すればもっと分かり やすいと思うんですよね、提案ですけども、そういうことができるもの かどうか分かんないですけども、できるものであればこういった条例が 変わったときはわれわれだけじゃなくて村民も分からなきゃならないん ですよね、これね、村民にもまず分かるように説明しなきゃならない。 そのためにはいかにこの小難しい条例文書をかみ砕いて見せるようにで きるかっていうのが非常に有益だと思うんですよ、議員に対しても村民 に対しても。いかがでしょう。 山田税務出納課長。 議 長 概要書の内容ですけども、今後は皆様方に分かりやすく説明できるよ 山田税務出 納課長 うにもう少し今後作成してまいりたいと思います。 (「終わります」と中上議員) 議 長 6番議員よろしいですか。 (「はい」と中上議員) ほかに、ございませんか。 (なし) なければ質疑を終結いたします。 議 長 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第5号「普代村村税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関 し承認を求めることについて」は、原案のとおり決することにご異議ご ざいませんか。 (異議なし) 長 ご異議なしと認めます。 議 よって、本案は、原案のとおり承認されました。 令和2年度普 日程第8議案第1号「令和2年度普代村一般会計補正予算(第17号) 代村一般会計 の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。 補正予算(第 当局の説明を求めます。 17 号) 川向総務課長。 それでは、上程されました議案第1号、専決第3号についてご説明い 川向総務課 長 たします。 (以下、総務課長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 議 長 これより、質疑を許します。 ございませんか。 6番中上一登議員。 中上議員 6番中上です。12ページの土木費関係のことでちょっと引っかけてお 聞きしたいんですけども、これ道路維持費が 317 万円実績費として減に なっているということですけれども、取り組みがなかなか進まなかった のか、忙しいためだったのか、次の今期に回してあるんだとは思うんで すけども、堀内地区の川口さんのところが穴が開いていたんですけども、舗装が、あそこが埋めてある訳ですよね、2年度の予算でやったと思うんですけども。あれくらいの穴を埋めるのであればついでに何で中央道の穴を埋めてもらえなかったのかなっていうのが非常に不思議なんですけれども。

あと沢向ですね、沢向の道路工事も三沿道もそろそろ終わってダンプ も走らなくなったと。あそこの沢向から浜の方に降りてく道路の上の方 がかなりこっち側が、川側の法がほとんど岩で出来ているっていうか、 岩石で成り立っているんですね。もともとあそこが反対側の小丹さんの 次の山が今、擁壁がありますけれども、あそこは岩石だらけの山ですけ ども、40年以上前に崩れている訳ですね。崩れて道路がすっかり埋まっ てしまったのをみんな下の方に落としたまま、あとは法はそのままにし て舗装を付けている訳ですよね。だから非常にもろいっていうか、元々 が。ダンプ等が走れば石と石の間の土はみんな流れて雨も降れば流れて 下の家の方がだんだん危険にさらされてくるという状況があるなという ふうに見ているんですけれども、あそこら辺もいろんな災害とか何とか 補修できるあれになっているとは思うんですけれども、こうやって三沿 道が終息してくればあちこち村内ダンプが走った道路っていうのは傷ん できてると思うんですよ。そういったところも気を付けて補修の対象に してなるべく、ほかの人が走る三沿道は立派な道路ですけども村民が住 んでる道路はぼろぼろだって格好じゃ、格好つかないと思うんですね。 そこら辺をまめに見ながら個人の土地だから手を付けられないとかじゃ なくて、それによって家屋が被害にあったりすればまた困ると思うんで すよね。そういった小まめなライフラインの整備っていうのも気を付け てやっていただきたいなと思うんですけれども、いかがお考えでしょう か、どなたでもいいです。

議 長 大村建設水 産課長 大村建設水産課長。

まず土木維持費の減額は、今回のものは除雪のかかる経費が、雪が降らなかったということで減額させておりますが、今のご質問については通常の道路維持の部分ということかと思います。確かに三沿道、大型車両が通っている分は傷んでいるということで三陸国道事務所さんとは終わったときに現地を確認してお願いしたいということで、工事着手前から話しをさせていただいております。もうすぐ工事も終わってくるということでその辺は現地で立ち会いしながら、傷んでいるところは修繕の方をお願いしたり、単費で出来る分はこちらでやったりその辺は進めたいと思っております。

通常の修繕につきましては私どもとしては、村道認定している区域の 修繕の方は基本傷んでいれば優先順位をつけなければならないかとは思 いますけども、進めていくこととなります。ただ個人の分についてはな かなかそのエリアを外れてというのはなかなか難しいとこもありますけ 議 長中上議員

れども、村道が悪影響を与えたとかそういったものがあればそういった とこにも手を付けることは可能かなと思っておりますので、そういった ところは1件1件条件を見ながら検討していきたいと考えております。 6番中上議員。

ぜひとも小まめな点検をして整備していっていただきたいと思います し、地元にいるものにとっては非常に毎日のことですので、ハラハラし た感じで生活しなければならないということがあります。村民の不安を 取り除くという意味ではぜひともやっておいていただきたいなと思いま す。

それとあとは沢の川ですけれども、来年ダムの土は取ると、完全に平 らになっていますけどもね。砂がダムの影響なのかどうかちょっと分か んないですけども、専門的なことは分かりませんけれども、河口が普代 川の河口の閉塞と同じで沢の川のあそこもほとんど砂が溜まって閉塞感 があるんですよね。全部海に流れ出して防波堤の周り、港の中に砂が埋 まって岩が見えないような状態にまでに砂が溜まってきているというよ うな状況もありますんで、あれはかなり水産業にも影響があるんではな いかなと素人ながら思うんですけれども。恐らくウニとかそこだけじゃ ないですけども、ウニとかも影響があるんじゃないかというのは、岩が すっかり砂で隠れて藻も生える訳でもないし、もちろん小魚とかウニ・ アワビの粒もいないそうですから、餌が無いような感じですね。だから かなりダムによって自然破壊されているんじゃないかなと、それも何十 年もかかってですね、1日か2日でなる訳じゃないんで、そこら辺の環境 調査っていうか、そこら辺も確認した上で分かった上でダムの工事もや るのか全く別問題として考えているのか、そこら辺はどうなんでしょう か。

議 長 大村建設水 産課長 大村建設水産課長。

沢地区の砂防施設の分につきましては、県の工事にはなる訳でございますけれども、砂防ダムの目的としましては、上流、山地崩壊した土砂をせき止めるという目的になります。今現在はその上流の山の状態で土砂を止めるのか、流木を止めるのかとそういう条件は出てくると思いますけれども、今ある現状施設は古いタイプのもので土砂をせき止めるということにはなってございます。それが溜まったらまた土砂を取ってまた上流からの土砂を止めるということになっている訳でございますが、それが現在はもう満杯になっていて下流域にどんどん土砂が流れていっていると。それが磯場に溜まってきているという状況かとは思います。今後につきましては県がこれから土砂を撤去することもありますので、その際には情報提供等しながら県と連携して相談していきたいと思っております。

議 長 中上議員

6番中上議員。

浜に対する影響というのもちゃんと調査してもらえるのかどうか、そ

こら辺もしっかり県の方とも話しているのか、把握しているのかちょっ とそこら辺だけ。 議 長 大村建設水産課長。 大村建設水 今現在の段階では磯場の土砂堆積等は、県の方は周知していないとは 産課長 思われますので、その辺はこちらからも情報提供してという形になるか と思います。 (「よろしくお願いします。以上、終わります」と中上議員) ほかに、ございませんか。 議 長 (なし) なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第1号「令和2年度普代村一般会計補正予算(第17号)の専決処 分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり決することにご 異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 長 議 よって、本案は、原案のとおり承認されました。 ここで審査についてお諮りします。 日程第9議案第2号から、日程第11議案第4号までの3件につきまし ては、一括上程し、説明を受けたのち、各議案ごとに審査したいと思い ますが、これにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 議 長 それでは、そのように進めてまいります。 日程第9議案第2号「令和2年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第 7号) の専決処分に関し承認を求めることについて」 日程第10議案第3号「令和2年度普代村休養施設事業特別会計補正予 算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて」 日程第 11 議案第 4 号 「令和 2 年度普代村後期高齢者医療事業特別会計 補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて」 以上3件を一括議題として上程いたします。 当局の説明を求めます。 川向総務課長。 川向総務課 それでは、一括上程されました議案第2号から議案第4号までご説明 させていただきます。 長 (以下、総務課長説明、記載省略) 説明が終わったところでございますが、ここで4時15分まで休憩とい 休 憩 たします。 (16:04)再 開 休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (16:15)提案理由の説明が終わりましたので、各議案ごとに審査をいただき、

令普水計(専関求に年簡別予)分認この事がである。

議 長 大上浩史議 員 議 長 大村建設水 産課長

議 長 大上浩史議 員 採決を行いたいと思います。

それでは、日程第9議案第2号「令和2年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第7号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑を許します。

- 3番大上浩史議員。
- 3番大上です。向野場のこの水道の関係な訳ですが、受益者というのは 何人ぐらい受益になっているものですかね、まず何件。

大村建設水産課長。

受益者でございますが、農業用のあれもございますけども、企業というか団体が1つ、個人がホウレンソウ農家も合わせて5件ほどございます。

3番大上議員。

私は受益の関係を聞きたいんでなくして、要するに水道の、前にも何回もこれは言っている訳ですが、貯水というか最近の現状の状況は分かんないで今質問している訳ですが、あそこはすごくいい水が貯水というか、元のとこが非常にいいもんだから、もし災害に遭う時は同じだとは思うんですが、補助的に普代の水道施設が壊れたときに代替であそこの治水を大きくして、あれからそれこそ代替で元村の水源地というか、そういうのをすべきでないのかなということを考えて私はあそこをもう少し有効な施設というか、それにしたらいかがなもんだろうな、今やれとは言いませんが将来的に。前も言っている訳ですが、あそこの三根鉱山というか、あそこの水が非常に有効な水源地になり得るのではないかなというか、あそこの水が非常に有効な水源地になり得るのではないかなということについて、そこを取水というか貯水というかそういうところをそれこそ改良して第二の水源地というか、そういうふうにすべきでないかなという前提でお伺いしていますが、そこら辺について村長さんはどういうふうに考えているのかお願いします。

議 長 柾屋村長

柾屋村長。

過去に議員さん方にも現場も視察をしていただいておったように私もいい取水ができる場所だなというふうに思っております。そしてその時にも構想的にも上がったったんですけども、茂市の水もいいのでそれを芦渡の配水池に持ってきて、そして今流して芦渡のポンプはなくしてあそこは使わないでと。全く効率的でまたいい水が出るということでいいなというふうに思っております。普代についてもやっぱり今の井戸式が何らかのかたちで支障も出ないというふうなことも支障が出るということも考えられますので、そこらの時期をよく見ながら。あと使えるといえば議員さんおっしゃった水、しかも非常にいい水ですので、そういったところも視野に入れておくべきというふうなことで思っています。その時の村長さんもそういったことが必要だというふうなことの話しもされたと思うんですけれども、私もその後引き継いでも具体的な進みはしていないというのが現実でございますけれども、いずれそういったこと

議 長 大上浩史議 員 も視野に入れておきたいというふうに改めて思った次第です。

3番大上浩史議員。

今前向きな答弁をいただいた訳ですが、ぜひともこれは要するに私から言わせれば貯水槽そのものをコンクリートでやるのか何でやるのか分かんないけども、あそこの沢にダムみたいな止め方でそんなに金額はかかんないんじゃないかな、1,000万円か2,000万円くらいのもんで、それこそ貯水できるんじゃないかなと。洪水の時、災害の時にはどこも同じだと言いますけども、今の水源地、普代の水源地は非常に危ない状況になっている訳なんで、ぜひとも被害が起きてからこうすればよかったというふうでなくて、事前にそれこそ災害が起きるんだという前提でやはり。普代の中心といえば不調法だけども、私白井にいて私個人的には関係ない訳ですけども、いずれのもんにも元村・太田名部が非常にそうなれば水の問題で大変なことになる訳なんで、ぜひとも2~3年の懸案の中において事前にそういうのをやるんだということをやってもらいたいということをお願いして質問を終わります。

議長

ほかに、ございませんか。

(なし)

議長

なければ質疑を終結いたします。

直ちに採決を行います。お諮りいたします。

議案第2号「令和2年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第7号) の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり決する ことにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第10議案第3号「令和2年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑を許します。

1番嵯峨典行議員。

別会計補正 予算 (第 5 号) の専決処

令和 2 年度

普代村休養

施設事業特

号)の専決処 分に関し承 認を求める

ことについ

7

嵯峨議員

1番嵯峨です。今これを見れば歳入の方で営業収入が増えたことによって 100 万円を戻しているというふうで、いくらかでも営業努力をしているのかなと考えているとこであります。それでこれとはちょっと話しは変わりますけれども、最近の泊まり客の状況ですけど、今盛岡を中心にして岩手県でもかなり危機的状況な数字が上がっている中、今までは県内ナンバーであれば大丈夫だということで私も風呂に行ってる訳ですが、最近の状況ですね、宿泊客に関して県内とか県外どういった推移、今緊急事態が出ているところからもこないだナンバーがちらほら見えた訳ですが、そこら辺の推移がどのようになっているのかお知らせください。

議長

山﨑休養施設管理員。

山﨑休養施 設管理員 質問にお答えをさせていただきます。はっきりした人数とかはちょっとあれですけれども、4月5月、大体県内が80%くらいだと思います。東北6県の宿泊助成も行っておりますので、大体15%が東北の方と、それ以外の5%がそれ以外の例えば関東方面とか北海道とかっていうお客さんだと思っております。また宿泊助成も引き続き行っておりますけれども、この中でも岩手県は4月でも85%、5月でも90%の利用でございます。そのほかは、東北6県プラス新潟県まで行ってますので、若干その10%くらいはそういった東北6県の方々でございます。あまり関東方面もめったにというか、今は来ていないかなと思っております。東北6県と岩手県が主な宿泊だと思っております。以上です。

議 長 嵯峨議員

1番嵯峨議員。

今私以外にも地元の風呂客、固定した人たちが、大体同じようなメン バーがいつも行ってる訳ですが、さすがに今までは県内なら大丈夫だろ うと思っていても盛岡中心に増えていますので、風呂場など洗い場の方 だったら別にびびることもないんですが、さすがにサウナの密の中とな るとどうしても仲間同士で見たことない県外・県内か分かんないんです けど、普代・田野畑の人はほとんど来る人も決まってますけど、さすが にみんな逃げるんですよ、見たことがない人が入ると。この間も函館ナ ンバーが来て、フロントに聞いたら「お風呂に入っています」って言わ れて、えーと思って、たまたまその人はサウナに入らなかったからよか ったんですが、やっぱりこれさすがに断るって訳にはいかないから、結 局うちらの仲間同士というか風呂仲間では早い時間に来て早い時間に帰 ればいいんだと思っても、やっぱり泊まり客は確かに15時に過ぎに入る からそれ前に上がるようにわれわれもしているんですが、チェンジする ように。やっぱり一般観光客も結構来てますので、サウナ室の消毒どう いった方法があるのかな、何かいい方法があるのか、開ける訳にはいか ないですからね、あれはね、中100度にするために何かいい方法がない のかなと思って考えてますが、何かないですか。すみません、お願いし ます。

議 長 山﨑休養施 設管理員 山﨑休養施設管理員。

たぶん日帰り入浴とか、あとキャンプ場の方、キャンプで泊まっててお風呂の利用とかっていうのは確かにあると思います。住所までお伺いするというのもどうか、ちょっとそこは現場とも相談して何か対策が出来るか話し合ってみたいと思います。なかなかこうやればというのも持ち合わせておりませんので、少し検討させていただければと思います。

議 長 嵯峨議員

1番嵯峨議員。

やっぱり自分を防衛するためには知らない人が入ったサウナには一緒 に入らないようにするしか方法はないのかなと思ってますけれども、前 言ったように脱衣かごとかあそこらの消毒は1時間おきとか2時間おき に徹底してもらいたいなと思います。今ちょっと岩手県も怖い状況です

ので、そこらの辺だけはお願いして終わります。以上です。 长 ほかに、ございませんか。 議 3番大上浩史議員。 大上浩史議 員 3番大上です。ここに37万円の水道料の補正になっている訳ですが、 なぜがゆえにこの水道料だけ37万円不足になったのか、当初の水道料金 の見積もりが少なかったのか、そこら辺の理由について説明願います。 長 山﨑休養施設管理員。 議 山﨑休養施 ただ今の質問にお答えさせていただきます。水道料の部分につきまし 設管理員 ては、実績見込みで使う予定がない部分をここで減額させていただいた ものでございます。3月の宿泊の見込みが想定よりも100名ほど多かった ので宿泊料の増がございまして、あと経費の方で水道料がここまでは使 わないという金額を減額させていただいております。その部分で一般会 計に繰入金を戻していると、運営助成いただいた部分を戻しているとい うものでございます。 議 長 3番大上議員。 大上浩史議 そうすれば、今私勘違いをしているみたいな感じがしたんですが、こ 員 の水道料の減額というのはこの分水道料が余ったという理解でいい訳で すか。 (「はい」と山﨑休養施設管理員) どうもすみません、今私は逆な勘違いをしていました。 ほかに、ございませんか。 長 議 (なし) なければ質疑を終結いたします。 議 長 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第3号「令和2年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第5 号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり決 することにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 議 長 よって、本案は、原案のとおり承認されました。 令和2年度普 日程第11議案第4号「令和2年度普代村後期高齢者医療事業特別会計 代村後期高齢 補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質 者医療事業特 疑を許します。 別会計補正予 (なし) 算(第3号) 議 長 なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 の専決処分に

(異議なし)

関し承認を求めることにつ

いて

おり決することにご異議ございませんか。

議案第 4 号「令和 2 年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算

(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のと

長 ご異議なしと認めます。 議 よって、本案は、原案のとおり承認されました。 日程第12議案第6号「令和3年度普代村一般会計補正予算(第2号)」 令和3年度普 代村一般会計 を議題といたします。 補正予算(第 当局の説明を求めます。 2号) 川向総務課長。 上程されました議案第6号について、説明申し上げます。 川向総務課 長 (以下、総務課長説明、記載省略) 長 提案理由の説明が終わりました。 議 これより、質疑を許します。 1番嵯峨典行議員。 1番嵯峨です。5ページの535万円、工事請負費・観光費ですね、この 嵯峨議員 キャンピングカーに関して、以前同僚の中上議員がこういった提案をし たのが実現できて、議員提案によるのが実現できたのはいいかなと思っ ているところでございますけれども、この工事の中身について3区画と いうのは3台だけなのかな。 もう1点が、キャンピングカーが泊まった時に煮炊きできる施設を造 るのか、工事の内容ですね。それをとりあえず教えてください。 議 長 森田政策推進室長。 森田政策推 普代浜園地の整備の関係なので私の方からお答えさせていただきま す。RVパークの台数は3台、広さは6m×8mですか、大体通常よりは 進室長 大きめで大型車両でも停まれるようにしています。大体幅も4mあればい いそうですけども、2m分でテントとか立てれるように広めにとって、キ ラウミのトイレから少し離して水門側に 3 台分、川の方にくっつけてと ってあります。 あとキャンピングカーの工事内容はですね、そこを舗装にしましてあ とは電気設備、キャンピングカーが使える 20 アンペアのものを 3 つつけ ると。あとは看板ですか、RVパークっていう看板が入ってこの金額に なります。 1番嵯峨議員。 議 長 今の話しを聞けば結局車が止まって電気を引っ張る施設が3台あるだ 嵯峨議員 けで、結局煮炊きは車でやるとか、了解。3台ではちょっと少ないんでな いという思いがする訳ですけれども、なぜにたった3台だけなのか、せ っかくあんな広いのがこっちにも少しあってて、大は小を兼ねるという ことではありませんが、せめて10台あれば結構有名な場所になってキャ ンピングカーの人たちがいっぱい来るんじゃないかなという感覚がある

議 長 森田政策推進室長。

のか、そこら辺はどうでしょう。

んですが、たった3台では何となく足りない気がするんですが、将来的 にもこの3台だけで打ち止めにするのか、状況を見て増やす考えがある 森田政策推 進室長

普代浜の方は3台で計画しておりますけれども、あとはくろさき荘の第2駐車場、あそこもいい場所だということで全国のRV協会の人から聞いていましたので、そこに今後状況を見て数台分を増やしていこうかなとは考えております。普代浜園地の場合は風がちょっと強くてキャンピングカーが揺られてそれを嫌がる人も多いということですので、あとは風呂が近い方がいいだろうということで今は、ちょっと今回は普代浜に3台、あとは状況を見ながらということで考えています。以上です。

議 長 嵯峨議員

1番嵯峨議員。

足りない分はくろさき荘の近くの駐車場といえばあっちの奥の方ですよね、分かってますけど。普代浜の方の状況も見てて、常に満車になるようで評判が良ければ将来的にも台数を増やすべきじゃないかなと思いますので、そこら辺は注視して今後検討してもらいたいと思います。以上ですね。どうもありがとうございました。

議長

ほかに、ございませんか。

3番大上浩史議員。

大上浩史議 員 大上です。担当の方からこの資料をもらっていますが、この資料の中に3番の手前のところ、要するに藤嶋商店の民家というか、敷地がある訳ですが、1番2番いろいろ買うのは大賛成な訳ですが、ぜひともこの酒屋商店の敷地というか、この国道に面した敷地、この7番の手前の敷地も必要でないのかなという個人的な思いがある訳ですが、この分について交渉をしないのか、する予定がないのか。本宅は別としていずれこのこっちの国道沿いの商店の敷地というか、あれはすごい利用価値があると思うんですが、そこら辺は国がどういうふうなことなのか、交渉の過程が全然なっていないのか、交渉すべきだと思うんですが、そこら辺のいきさつについて説明お願いします。

議 長 太田治水対 策室長 太田治水対策室長。

これまでの経緯から私の方で弁護士さんとは協議をさせていただいていました。今日資料も出せていただきましたが、とりあえず今予定しておりますのは、先ほど総務課長も説明しました寿司屋さんの通りのとこの田んぼ、あと大上議員さんのといえばあれですけれども、大上智議員さんの後ろ側診療所までの部分の雑種地といいますか、土地の部分。あと沢山線、今の藤嶋さんの本家の家の前の通りといいますか、あの辺もこれほぼ道路改良している部分がございますが、そこの部分。あと小屋瀬線に係る芦渡に行く方の2筆、あと治山施設があります山の部分、あと駒木民宿さんの通りのまだ舗装になっていない道路の部分というふうなことで、この面積で7,516万7,180円というふうなこと。あとこの資料に1筆足させていただきましたが、藤嶋さんの倉庫があるのの裏側の畑のとこを最近、弁護士さんと協議をさせていただいている部分でございます。今お話しのございましたお店屋さんがあった部分、あるいはその裏の本宅に通じるまでの部分の畑といいますか、雑種地の部分につい

ては特に、村長もできればこの辺ご親族の方の手が挙げられれば村としては特にというふうなこともありまして、積極的にはお話しはしていない部分です。なお聞いているところでは、駐車場の部分ですね、お店屋さんの脇の今アスファルトの駐車場になっている部分ですが、ここについては近隣の方からお話しがあるというふうなことは聞いてはおりました。以上です。

議 長 大上浩史議 員

3番大上議員。

そこら辺を今言う酒屋さんの商店のところ、そこら辺の、今説明は親戚の人が購入したいんであればそっちの方にお任せしたいということで交渉しないということの説明を聞いた訳ですけども、それはそれとして、やはりここのせっかく7番を買うんであれば当然7番も必要ですし、1番から7番までこれは当然そのように努力してもらっているのはありがたいと思ってますが、合わせて私は今この8番になるのか7番な訳なのか、商店のあれがそれこそ非常に必要でないのかなと、全く個人、国の方では個人に売買の目的があるということであるならば手を挙げる必要があるのではないかと思いですし、なおかつせっかくであればこの8番も、8番ではないけども、7番の手前に8番とするならばここのぜひとも交渉をすべきでないのかなという思いがある訳ですが、そこら辺村長さんの考えはいかがなもんなんでしょう。ぜひとも私は交渉すべきだと思うんですが。

 柾屋村長。

お答えをさせていただきますが、まずあそこの広い駐車場の部分につ いては民間の方が手挙げをしているというふうなことの中でそこに村が 頼まれもしないというか、弁護士さんにも言われない中でそこにはちょ っと難しいというふうな思いでおりました。出来ればもともと本当の本 宅の近くについては、出来れば関係の深い方々にというふうな思いだっ たのでそういうふうなことできましたけれども、特にも民間の方が駐車 場の部分については手を挙げたというふうな情報を聞いてからはそこに はちょっと難しいんでないかなというふうな思いできました。ただ今ち ょっと弁護士さんの方から誰も今ないよというか、そういった言い回し は難しいんですけども、今現在決まっていないというふうな部分が店と 裏のアパート的なとこといいますか、誰か住んでいるあそこら辺がまだ ということで受け賜っていましたが、その部分についてはちょっとやっ ぱり難しいでないかなというふうに私としては思っておりますけれど も。いずれ近々というか、6月までにはそういったのを含めて結論も出さ なければならないというふうに思いますので、別途これは議員さん方と この額的なことのあれも踏んでみた中でちょっと別途相談をさせていた だくかたちをとらせていただければありがたいなというふうな、今お話 しを聞いてて思ったところでございます。あと、熊谷板金さんとそれか らその次の家までの間の畑につきましては、ご案内のように国道の水路

もなかったり、あるいは上の日向哲男さんの方からの芦渡方向からの赤線からこの間災害で土砂が流れてきて、そして野崎さんのところに土のうを積んだままにしてあるといったような状況もあって、あそこは抜本的に少し災害対応あるいはできたら将来的な住宅地といったようなことの思いで村のためになるのではないかなということでここに書いてあるように今後検討させていただきたいというふうな思いでおりました。いずれこの2カ所分については、議員さんの思いも分かりましたし、他の方々との意見、あるいは先々の村の使い勝手といったようなこと等含めて相談をさせていただければなというふうな思いでおりましたが、できたらそのような取り扱いでお願いをしたいと思います。

議 長 大上浩史議 員 3番大上議員。

ここの7番の手前の方に下道くんの家があって、その後ろは見るとお り写真のとおり倉庫がある訳ですが、あそこの倉庫も含めたそれこそ酒 屋さんの商店というかあそこら辺までっていうことになって、なおかつ7 番の引き続きの関係もあったりして民家が 1 軒あるだけで非常に利用価 値があるんじゃないのかなという個人的な思いがありますし、なお村長 さんが今言うように民間の人がということの交渉もあるというように聞 きますけども、民間といっても親戚に近い民間であれば当然そういった 親戚の人の関わりがあるんであればということには常識的にある訳です が、同じ民間でも関係のない人が営利を目的とした状態でほしいという ことであるならば、当然村もやはりそうでなく手を挙げるべきでないの かなと。それこそ利用価値は将来的に、今なくてもそれこそ 10 年 20 年 に村もそれこそ利用価値があるんじゃないのかなと思いますので、何は ともあれ、いずれそこら辺の見極め方をやって遠慮しないでそういった 関係のない人がそういうふうに交渉相手だということであるならば遠慮 しないで、なおかつ親戚にそういった類いの人たちがということになれ ばそれは常識的な判断も必要かと思いますけども、そうでない限りはぜ ひともどっちも判断材料にすべきでないかなということを申し添えて質 問を終わります。

議長

ほかに、ございませんか。

4番大上智議員。

大上智議員

7 款商工費の1項商工費、同じく2目の観光費の件で、14 節国立公園 上質化に関連する質問なんですけども、この間のゴールデンウィークの 時にくろさき荘のキャンプ場、かなり混んだっていう明るい話しだと思 うんですけども、その辺実際、実態はどうだったのか分かる方がおれば 説明はどれくらいの混みあんばいだったか教えてほしいんですけども。

議 長 山﨑農林商 工課長 山﨑農林商工課長。

ただ今の質問にお答えをさせていただきます。ゴールデンウィーク中、 日にち毎はちょっと聞いておりませんけれども、中で2日ほど満室とい うか、オート・フリーともいっぱいになって、管理室の脇に駐車場があ る訳ですけれども、そちらの方にも宿泊いただいたというふうには聞い てはおります。以上でございます。

議長

4番大上智議員。

大上智議員

ということは、これからの観光に当たってかなり明るい見通しという か話題っていうか、そう思ってよろしいのでしょうか。

議長

山﨑農林商工課長。

山﨑農林商 工課長 お答えをさせていただきます。最近のコロナ禍の中でこういったキャンプ場だったりとか、あと先ほどのRVパークということで、車で来て駐車場で、静かなところで休むとかそういった希望をされる方が増えるのかなというふうには考えてはおります。

議 長

4番大上智議員。

大上智議員

かなり見通しが明るくなってきたような気がしますので、そういう資源を何でもかんでもとにかく活用してやっていってもらいたいという要望で終わります。以上です。

議長

ほかに、ございませんか。

2番金子泰男議員。

金子議員

2番金子でございます。この7款の観光費の部分でお聞かせをいただきたいなと思います。くろさき荘の旧館をほごした跡地といいますか、そこを何と呼んでいるか分かりませんが、跡地。今度木も500本くらい伐採するといったような部分で、この前われわれは常任委員会として見ながら説明を受けてきた訳ですが、近い将来的にそこの跡地利用をどのようなかたちで考えてるのか。先ほどキャンピングカーの場所といったような話しもあった訳ですが。

それともう1つは遊歩道。北側、くろさきの食堂の真っすぐ先に行けば、すごく見晴らしがいいところがあると、そこまで遊歩道もつけたいんだといったようなお話しも聞いた訳ですが、そういった部分のこの何年かの構想というものをお聞かせいただきたい。やっぱりいろんな分野でサテライトですか、電気等も大岩展望台の行く途中あたり、遊歩道にもつけるんだといったような話しもある訳ですが、そういった構想を分かる範囲でこの決まっている範囲で教えていただきたいなと思います。あそこの木を500本くらい切れば非常に今までにない見晴らしといったような場所にもあります。

それとまだ旧館をほごした場所が手すり等もない訳で、仮に単管を利用していると。それとアンモ浦の階段が、あそこが何段って言ったっけな、あそこの階段の手すりも非常に腐食をしていると、全然触られないような状況でもあると。前に質問をした時もあそこら辺も全部手をかけるんだと。大岩展望台の手すりを直したときに話ししたんですが、あれと同じくらいの年月でやるもんだなと思っていたんですが、今なお腐食の手すり、やっぱりあればそれを利用したい、黙って無い方がいい、やっぱりないと今度は危ないといったような部分で早急に腐食した手すり

は交換すべきだと思うんですが、構想といいますか、何年かの思いをお 聞かせいただきたいなと思います。

議長

質問の途中ですが、会議時間が(午後)5時で終わることになっておりますが、延長して会議を続けます。よろしくお願いします。

山﨑農林商工課長。

山﨑農林商 工課長 ただ今の質問にお答えをさせていただきます。まずくろさき荘の跡地利用の関係でございますが、まず入り口の部分の整備の中で看板だったりとか、それから休憩ハウスがある訳ですけれども、そちらを、トイレとかを無くして休憩ハウスにするとか撤去するとかという案が一応は出ております。あとはあそこの入り口も狭いですので、少し入り口を広げれるか。あとは休憩ハウスの後ろ側があそこらも散歩できるように少し間伐というんでしょうか、村有地、あとそれから大きな民地がございますけれども、そこも散歩できるようなことにできないだろうかという計画がございます。

それから、大岩展望台、今は黒崎展望台ですか、そちらの方には夜間 照明がございませんので、くろさき荘側から散歩しながら夜間でも足元 を照らすような照明だったりとか、そういった計画がございます。それ から、遊歩道を下がっていって灯台に行くところでございますが、そち らも真っすぐじゃなくて左に散歩コースがございますけれども、そちら の方も含めてのやっぱり夜間の照明、それとは別にイルミネーションも あそこでは別途計画はしてございますけれども。あとはくろさき荘の旧 館をほごした部分の中では、安全策といいますか、そちらの方が今はパ イプというか、応急的にやっておりますけれども、そこの整備とか。

あとは、のり面の種子吹付けか何かしないとどんどん崩れていくという部分は早急に、今年度は考えております。あと実際にあそこのほごしたところをイベント広場にするとか、あとはデッキ、あそこに木を引いてそこでイベントスペースとして活用できないだろうかとかという意見もございますし。そこからアンモ浦展望台に向かうところの部分で、手すりの関係もございますけれども、階段が急なものですから、今のくろさき荘の南側っていうんでしょうか、木を切ると割と平らなというか中間地帯がございますので、そちらの方からアプローチをして途中の階段につなげれないかといった案と、反対側に遊歩道側というんでしょうか、トレイル側にキャンプ場とか、あそこからつなげられないかとかっていった案。

それからあそこのイベントスペースをキャンプファイヤーだったりとか、あとはそこで何か商売ができるような、例えば、キッチンカーをあそこに配置して何かでイベントをできないだろうかといった案もございますし。あとはくろさき荘の待合室からガラスで正面が見える訳ですけれども、そこからウッドデッキで外に出て、そこで休憩できるようなスペースも造ったらどうか、とかといった案がございますけれども、実際

いろんな案がございまして、先立つものがございますので、実際にどこを順番にとかっていうのは、いろいろ難しいところではございますけれども、構想というか、年度的にはなかなか難しいんですけれども、そういった整備案が想定はされております。以上でございます。

議 長 金子議員

2番金子議員。

ありがとうございます。いずれ考え方、思いは分かった訳ですが、大 体計画がどれぐらいの年数でやるのかといったような部分ですが、今ま で見てみますといろいろな事業をやってこの施設等もこの造るんです が、やっぱり造った後の手入れといったようなあそこら辺は山あいです から、草がすぐ生えやすいといったような部分でかなり手をかけなけれ ばならない場所にもあるんです。やっぱりこうやってわれわれもいろん な道の駅等も見ながら観光地も寄らせてもらうんですが、北山崎、やっ ぱり隣りであっても草刈り等の手入れは非常に行き届いているといいま すか、かなり違うといったように見ております。やっぱりこの出来た後 の管理といったものが非常に大事だなと思いますので、ぜひともやっぱ り構想は構想、計画は計画として出来上がったならばやっぱりいつでも 使えるような状況にしておくと、そういった手立てをしていかなければ なと、このように思います。この前の連休、私は黒崎なもんですから、 朝起きれば目が覚めるから展望台の方一回りするんですが、海を見なが ら、キャンプファイヤーの方々が結構来ているなといったような思いで 見ておりました。やっぱりあそこで火も焚いておった訳ですが、やっぱ り手を、草刈りが行き届いていないために危ないなと思いながらも見て 通った訳ですが、やっぱり観光客を誘致するにはその出来た後の手入れ といったものが何よりも大事なんだと思います。そこら辺の今まで同様 であれば大きく茂ってから刈るといったような部分である訳ですが、や っぱり時期だけでも細かな手入れといったような部分で、今回は、今年 は違うんだよといったようなその考えがあるならばお聞かせをいただき たいなと思います。

議 長 山﨑農林商 工課長 山﨑農林商工課長。

ただ今の質問にお答えをさせていただきます。管理自体は今くろさき 荘に委託しておりますけども、できるだけ環境的に時期に適正な管理を したいと思います。時には村の方からも行ってお手伝いも必要なときに はしようかと思っております。以上です。

議 長 金子議員

2番金子議員。

ありがとうございます。今アンモ浦の部分だけも話しましたけれども、 大岩展望台、黒崎展望台からネダリ浜、やっぱり結構人が潮風トレイル ですか、そういったお客さんが上がったり下りたりしているんです。や っぱりあそこら辺も各浜に今はトイレも常備されていると、休憩室等も 常備されていると。その休憩室が本当に潮風トレイルのお客さんたちが 使えるような状況になっているのか、チェックしているのかどうか、そ こら辺もお聞かせをいただきたい。と言いますのは、やっぱり倉庫みたいな感じになっていると私見ております。各浜のトイレ、あるいは休憩場所、そこを担当課が随時管理を見ているのか、管理は別に管理がいると思いますけれども、使えるような状態になっているのかどうか、お聞かせをいただきたい。

議長

山﨑農林商工課長。

山﨑農林商 工課長

お答えをさせていただきます。今回も4月のゴールデンウイーク前には担当の方がトレイルを歩きまして確認はしておりますし、あと黒崎の休憩室も水道等の確認で4月になってから開けていると。施設については定期的に確認しておりますし、あと草刈り等も定期的に行っております。

議長

ほかに、ございませんか。

9番正路正敏議員。

正路議員

9番正路でございます。財産管理費の中の土地購入費の部分。この写真をもらっておりますが、それの5番の部分だと思いますけども、この何年前の写真かはちょっと分かりませんけども、この5番の線引いた右側部分が普代の沢っていうようなことだと思いますが、これについては何か県は砂防ダムの入札は決まったというようなことでお伺いしておりますが、この5番の部分の山、見た感じでは広葉樹の森のように写真上では見受けられます。非常に村としては、ここは買っていただいてありがたいことだなと思っております。ただ広葉樹とはいいながら管理をしていかなければならない山で下手に伐採するとまた普代の沢のようなことになるかとは思いますので村長にお聞きしたいのですが、これを将来的に5年10年じゃなく20年30年のスパンで見たときは、広葉樹といいながら除間伐をしながら治水を保つ山にしていかなければならないんだろうと思いますが、そういう構想の下、村長はどのようにお考えになるのかお伺いいたします。

柾屋村長。

お答えをさせていただきます。今現在ですね、今質問を受けるまでは 正直、除間伐をいつごろにとかそういったことを考えておりませんでし たけれども、今お話しをいただいてそういったことも考えていかなけれ ばなというふうに思ったところでございます。いずれ既に治山施設が出 来ているとこなので、そういった施設用地であまりみだりに木を切った り、土地の形状を変えたりしてもらいたくないといったようなことで、 村も取得していいんでないかなというふうな思いで今回議員さん方とも 相談をしている訳ですけれども。いずれ今後になりますけれども、先々 のことについてはそれこそ専門家の意見も聞きながらいろいろ検討して いきたいなというふうに思っておりますし、そして普代の沢で大変苦労 したり、いろんな事があったようなことがなきような取り組みというの をしていくようにしっかり計画していかなければというふうに思ってお ります。

議 長

9番正路議員

正路議員

山は1年2年で語ることのできない財産にもなってきますけども、やはりここの下の住宅地を考えて5の部分がもし沢だったら、普代の沢と同じような憂き目を見たのでないかなというふうに思いますし、その砂防の施設についても以前ここは流れたんだろうなというのは、あるっていうことはそうなんだろうと感じております。是非ここはこの下の地域の住民を守るためには必要な山になってくると思います。まず自然のダムの力は最大限利用していくようなこの山のありよう、今村長がおっしゃったとおり、是非今後お考えいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。終わります。

議長

ほかに。

6番中上一登議員。

中上議員

4 款衛生費の 5 目感染対策症のとこでサテライトオフィスについてくろさき荘のことをちょっと話していたような気がするんですけども、このサテライトオフィスにくろさき荘を利用するということは何か改修とかするのか、どの部屋をどう使うのか、たぶん主体はNPO法人ですか、たぶんやるのかなってそこら辺の状況とかサテライトオフィスの今後の見通し、どのような手ごたえがあるのかっていうところをちょっとご説明いただきたいと思います。

議長

森田政策推進室長。

森田政策推 進室長

サテライトオフィスはくろさき荘の喫煙所、フロントがあるところの海側の方に行くとソファーがあって左側に喫煙所があったんですけれども、あそこの部屋を改修するということでございます。窓側の方に長いテーブルカウンターですか、そういうのを設置したり、あとはキッチンスペースを設けたり、あとは内装を工事して、あとは事務の机とか、あとは棚とかですね、そういうのを整備すると。そこにワーケーションをする方に入ってもらって、料金等を設定してワーケーションしていただくというものでございます。以上です。

議長

続けてどうぞ。

森田政策推 進室長 見通しですけども、それが出来たら土澤課長さんの方でやっております、アースカラーさんですか、アースカラーさんが入って自分たちで仕事をしながら企業研修等をそこで行うということもありますし、展望としては、あとはショートワーケーションといいまして1泊2日で来てもらって、いろんな村のメニューを体験してもらうとか1週間コースとかそういうふうにも広がっていけるのかなとは思っております。以上です。

議長

6番中上議員。

中上議員

オフィスは 1 つだけということですね。そうするとこれはくろさき荘 の収入ということになると思うんだけれども、どれくらいの設定とかそ ういった具体的なことも決まっているのか、参考までにお願いします。

アースカラーさんの方でこういった利用者はたぶん探すっていうか、手 当するんでしょうけども、そこら辺はどうでしょう。 長 森田政策推進室長。 議 森田政策推 ちょっと金額の方はまだ相談してもおりませんけども、例えば1時間 使ったら1,000円とか、あとは1時間コースとか、あとは月額例えば1 進室長 万円とか、たぶんそういうかたちで他にあるそういうワーケーションの ところと見合ったような金額になるかと思います。以上です。 長 6番中上議員。 議 分かりました。以上で質問を終わります。 中上議員 ほかに、ございませんか。 長 議 (なし) なければ質疑を終結いたします。 議 長 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第6号「令和3年度普代村一般会計補正予算(第2号)」は、原案 のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 議 長 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 本臨時会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。 閉 会 以上をもちまして、令和3年第4回普代村議会臨時会を閉会といたし (17:20)ます。 ご苦労さまでございます。

上記会議の経過を記載して、その相違な いことを証するため、ここに署名する。 議 長 中村 裕 署名議員 大上 智 署名議員 古 沼 和 也